

栄養表示基準の一部改正案について

(1) 合理的な方法に基づく表示値の設定

【意見】

消費者庁が提案している栄養成分表示を①表示値が誤差の許容範囲に収められる場合と②表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合の2つに分けて管理することに反対です。

以下の修正案を提案します。

【修正案】

- ・ 栄養成分表示は合理的な方法により得られた値を表示する。そして、食品事業者は表示値の設定根拠を保管する。
- ・ 結果として栄養成分の値が誤差の許容範囲を超えていても違反としない。ただし、栄養強調表示は除く。
- ・ 消費者庁は「合理的な方法」について QA 等で明確にする。

【理由】

- ◆ 栄養表示については、環境整備の中でも特に優先度の高い消費者教育が足りていない中、改正案のように2通りの表示を認めることは、2つの違いが判らず、消費者の混乱を招きます。ルールはシンプルにした方が分かりやすく、混乱は少ないと考えます。
- ◆ 食品の栄養成分はばらつくという科学的要因を承知の上で、全ての加工食品の義務化を目指すのであれば、現時点では、正確さにはこだわらずに、まずは全ての加工食品に義務化できることを求めるべきです。
- ◆ ひとつの食品で栄養成分がどれくらいばらつくかは、なかなか推定できません、その中で食品事業者がこの食品が①なのか②なのかを判断するのは不可能に近いと考えます。

(2) 低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大

【意見1】

低含有量の場合の誤差の許容の拡大は賛成しますが、無・ゼロ・ノン・レス等の含まない旨の強調表示を行う場合は、プラス・マイナス 20%（従来どおり）とするべきです。

【理由】

- ◆ 現行制度では、5 kcal 以下の低含有量は、限りなく実測値に近いものになっているという利点があります。一方、改正案で、25 kcal/100 g 未満の場合、

プラス・マイナス 5kcal（誤差の拡張）を認めると、5kcal 以下の含有量の幅がかなり大きくなります。このため最大 9.999kcal/100 g 実測されてもプラス・マイナス 5kcal の誤差の拡張により、ゼロとすることができるようになります。消費者が知りたい栄養表示の中で、熱量は重要な項目なので、熱量を気にして、ゼロなどの強調表示が付いている商品を選択する消費者の立場から見ると、消費者メリットの後退になりかねません。

【意見 2】

なぜ、たんぱく質、脂質、炭水化物等は誤差の範囲を拡張する対象になっているのに、食物繊維だけ対象となっていないのか、理由がよくわかりません。他の成分と同じ考え方でよいのではないのでしょうか。

(3) その他

【意見 1】

誤差の許容範囲の考え方が違うのではないのでしょうか。今回示された現行制度では、分析値が中心にあって±20%に表示値が入っていればよいとの考え方ですが、これは消費者庁が従来言っていた考え方と違います。従来消費者庁が言っていた、表示値が中心にあって±20%に分析値が入っている方が合理的であり、適切であると考えます。

分析値が中心にある考え方ですと、ビタミンなどで+80%～-20%の場合、分析値が中心で+80%から-20%の間に表示値があればよいことになり、表示値を100とすると分析値は60でも許容範囲内となってしまいます。これは、従来の表示値の-20%以内を保証する考え方に比べ、消費者にとって不利益になってしまいます。

【意見 2】

栄養成分表示は任意表示であったせいか、食品事業者向けのQ&A等が全く整っていません。消費者庁として食品事業者向けのQ&A等を整備し、どの事業者でも、間違えずに表示できる環境を整えていただくように要望します。

以上